



医疗法人 冲绳德洲会 中部德洲会医院

〒901-2396 冲绳县中头郡北中城村字比嘉 801 番地

致患者/患者様へ

日本の医療保険制度規定、診断・就診費・処方・住院費・手術等医療行為、按 1 个点 10 日元的单价（100%）計算。医疗费合計金額减去保険負担額後の金額、即为患方自行负担的部分，由患方支付。（关于自行负担金额・扣除金额，请咨询您所加入的保险公司。）

本院在向外国人患者提供自由诊疗方面，参考厚生劳动省以支援医疗机构个别设定诊疗价格、解说诊疗价格的概念及定价方法为目的而发布的“访日外国人诊疗定价方法指引手册 第 2.4 版”，自 2019 年 9 月 1 日起，对于“非日籍（含在留资格 见备注）且在日本国内没有有效的公共健康保险的患者”的医疗费，按 1 个点 20 日元（200%）计算。

敬请理解。

备注：在日外国人有携带在留卡的义务。如果您来院时未携带在留卡，院方可能会将您视为无在留资格者进行相应请款。

日本の医療保険制度では、診断や受診料・処方・入院費・手術などを含む医療行為 1 点につき、単価を 10 円（100%）として計算します。また医療費の合計額から保険負担額を差し引いた額を自己負担分として支払っていただきます。（自己負担額・控除額については、加入している保険会社へお問い合わせください。）

本院では、外国人患者に対する自由診療の提供において、医療機関が個別に診療価格を設定することをサポートする目的で診療価格の概念や価格算定手法を解説するために、厚生労働省により公表されている「訪日外国人の診療価格算定方法マニュアル 第 2.4 版」を参考に、2019 年 9 月 1 日から、「日本国籍（在留資格含む 註）を有さず、日本国内で有効な公的健康保険を有しない患者様」の医療費を 1 点 20 円（200%）として計算しております。

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

註：在留カードの携帯は義務づけられております。来院時に携帯していなければ、在留資格無しとして請求させて頂く場合がございます。

院长/病院長

2023/6/1

【修改日期/改定日：2023/6/1】